

## 整理番号1 一般社団法人静岡県バレーボール協会定款施行細則

### (目的)

第1条 当法人定款第54条に基づき、定款の施行について順調な運営を目指すためにこの細則を定める。

### (事業年・会計年・年期)

第2条 役員は6月総会の議決を経て就任し、2年任期の最終の総会までを任期とする。但し、事業年と会計年は年度扱いとし4月1日から翌年3月31日までを〇〇年度と称する。

法人化移行期の4月から6月の総会まで3ヶ月は、法人化しているものの人事が未決定なので、旧協会の旧役員が業務の執行をする。通常の1年間は6月の就任の年に期をつけ、〇〇年期と称する。例えば平成29年6月から平成30年5月末を平成29年期と称する。

### (業務部の設置)

第3条 当法人に理事会決議により、次のとおり業務部を置き、以下の仕事を主管する。

競技委員会、 審判委員会、 指導普及委員会、 強化委員会、 技術統計委員会

- (1) 競技委員会・・・当法人主催主管後援の大会運営に必要な用具や用紙の管理、会場の準備等
- (2) 審判委員会・・・審判活動・審判員の育成やルールの普及等
- (3) 指導普及委員会・・・資格の取得及びバレーボール指導法や各種のバレーボールの普及等
- (4) 強化委員会・・・各カテゴリーの選手の発掘や県選抜チームの強化等
- (5) 技術統計委員会・・・重要な大会の技術統計のデータ集計等

### (専門部の設置)

第4条 当法人に理事会決議により、次のとおり専門部を置く。

実業団部、 クラブ部、 ママさん部、 大学部、 高校部、 中学校部、 小学生部、 ビーチバレーボール部、 ソフトバレー部、 ハンディキャップ部、 ヤングクラブ部

2 当法人は下記団体を加盟団体とする。

静岡県実業団バレーボール連盟 静岡県クラブバレーボール連盟 静岡県ママさんバレーボール連盟  
静岡県大学バレーボール連盟 静岡県高等学校体育連盟バレーボール専門部 静岡県中学校体育連盟  
バレーボール専門部 静岡県小学生バレーボール連盟 静岡県ビーチバレーボール連盟 静岡県ソフトバレーボール連盟 静岡県ハンディキャップバレーボール連盟 静岡県ヤングクラブバレーボール連盟

3 各専門部は所属する団体を掌握し、連携して大会運営や選手養成にあたる。

### (地区協会の役割)

第5条 各地区に、東部協会、中部協会、西部協会を置き、会長・副会長・理事長・事務局長その他を置き、当法人と連携して業務を実行する。

- 1 東部協会は、県東部地区のバレーボールチームの普及・連携・強化について統括する。  
東部選手権開催、東部バレー協会総会の開催など

- 2 中部協会は、県中部地区のバレーボールチームの普及・連携・強化について統括する。  
中部選手権開催、中部バレー協会総会の開催など
- 3 西部協会は、県西部地区のバレーボールチームの普及・連携・強化について統括する。  
西部選手権開催、西部バレー協会総会の開催など

(国際大会・国体・中部日本・東海大会の運営)

第6条 JVA等が県内会場を使って大規模な大会等を開催する場合は、会長・専務理事の指示のもと、事業担当常務理事を中心として、当法人と地区協会及び業務部・専門部が連携して運営する。

2 当法人が上記第1項の体制で主管する大会は以下の通りとする。

国際大会・国民体育大会及び国民体育大会東海ブロック大会・日本マスターズ大会・ヴィンテージ8'S交流大会・中部日本選手権大会・天皇杯、皇后杯東海ブロック大会及び県ブロック大会

3 大規模な大会ではあるが各専門部が主管する大会は以下の通りとする。

各種別毎行われる全国大会、東海大会（全国6人制総合大会・全日本総合選手権大会・全国社会人東ブロック大会を含む）

(Vリーグなど国内のリーグ戦の運営)

第7条 国内リーグを開催する場合は、V担当常務理事を中心に当法人と開催地地区協会が連携して行う。

(改廃)

第8条 この定款施行細則の改廃は、理事会の議決を経て、総会において承認を受けるものとする。

附則 この細則は、当法人の登記が行われた日から施行する。

### 静岡県バレーボール協会会則の編歴

昭和22年3月制定	昭和55年3月改正	平成11年3月改正
昭和24年3月改正	昭和58年3月改正	平成17年3月改正
昭和36年3月改正	昭和60年3月改正	平成19年3月改正
昭和41年3月改正	昭和62年3月改正	平成20年3月改正
昭和46年3月改正	平成元年3月改正	平成21年3月改正
昭和48年3月改正	平成3年3月改正	平成22年3月改正
昭和50年3月改正	平成4年3月改正	平成26年3月改正
	平成29年	月法人定款として改正